

生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定について（概要）

新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条※₁に基づく法定計画であり、政府行動計画及び県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等※₂の新興感染症の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めた計画。

2 新型インフルエンザ等対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項
市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

※2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条
対象とする感染症：新型インフルエンザ等感染症(第7項)、指定感染症(第8項)、新感染症(第9項)

新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

3 改定の目的

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 市民の社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

4 改定の要点

- ・ 政府行動計画及び奈良県行動計画と整合性をとりながら、新型コロナウイルス感染症対策の経験等を踏まえて市行動計画を改定する。
- ・ 改定に当たっては、国作成の「市町村行動計画作成の手引き」も参考にする。

3

新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

5 市の行動計画に定めるべき事項（特措法第8条第2項）

- ・ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・ 次に掲げる措置に関する事項
 - － 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - － 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - － 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事

6 改定期日

- ・ 令和6年7月に政府行動計画が、令和7年6月に奈良県行動計画が改定された。
- ・ 上記を受けて、市行動計画を令和8年7月までに改定する必要がある。

4

政府行動計画の改定のポイント

項目	現計画	改定のポイント
策定／改定	2010年策定	2025年6月改定(初の抜本的改定)
1 対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それ以外の呼吸器感染症も念頭に内容を充実
2 時期区分	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期(市内未発生期) ④市内発生早期 ⑤市内感染期 ⑥小康期	【対策段階】 ①準備期 ②初動期 ③対応期(4区分) 病原性やワクチン等の状況、感染症の変化等に応じて、柔軟かつ機動的な対策の切り替えを実施。
3 平時の準備	未発生期の対応として記載 訓練の実施は明記せず	準備期の取組を充実 平時から実効性のある訓練を定期的の実施
4 幅広い感染症に対応	比較的短期の収束が前提	幅広い感染症に対する対応 対策の柔軟かつ機動的切り替え
5 対策項目	7項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦市民生活・市民経済	13項目 新型コロナ対応を踏まえ、新たな項目が追加 ①実施体制 ②情報収集・ 分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ⑤ 水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ ワクチン ⑧医療 ⑨ 治療薬・治療法 ⑩ 検査 ⑪ 保健 ⑫ 物資 ⑬国民生活及び国民経済の安定の確保

5

政府行動計画、県行動計画の時期区分

【時期区分】 現計画

未発生	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える時期
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等も患者の接触が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている時期



改定計画

準備期	発生前の段階
初動期 A	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期 B	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
基本的対処方針に基づく対策が実施されて以降 C-1	国内で感染症が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

6

市行動計画の改定について

1 計画の構成、対策項目

現行	改定後 新たな対策項目を設定
I はじめに II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針 III 各発生段階における対策 ① 実施体制 ② サーベイランス・情報収集 ③ 情報提供・共有 ④ 予防・まん延防止 ⑤ 予防接種 ⑥ 医療 ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 第2部 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ① 実施体制 ② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 医療・保健 ※ ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び市民の 社会経済活動 の安定の確保 第4部 新型コロナ対応から想定される支援策 ※

赤字:新規
青字:市独自

※ 現行の市計画には「医療」の項目が設定されていますが、今回、国の手引きにおいて対策項目から外されました。市独自で「医療・保健」として対策項目を設定しています。

7

市行動計画の改定について

2 本市独自の内容

・対策項目に「医療」を追加(国の手引きでは記載なし)

新型コロナ対応の経験を踏まえ、市医師会、医療機関等との連携や、市民等への医療提供体制の周知等について記載。

・参考資料「新型コロナ対応において本市が実施した取組事例」

今後の感染症危機において、具体的な支援策の検討材料となるよう、本市が新型コロナ対応で行った取組を、市行動計画の7つの対策項目に沿って分類・整理し、参考資料として掲載。